

総合振興計画について

1 総合振興計画の意義

総合振興計画は、地方自治体のあるべき将来都市像を示すもので、市のまちづくりの将来目標や施策の基本方針を定め、行政運営の指針となる市の最上位の計画であり、市が策定するさまざまな計画の基本となるものです。

～抜粋～

【現行】地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項
市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

※ 地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月）に基づき、市町村基本構想の策定義務は、撤廃される予定。

第 174 回国会（常会）に法案が提出され、本年 4 月 28 日に参議院で可決、衆議院においては、現在、継続審査中となっている。

これにより、総合振興計画の策定義務と同計画の議会の議決の撤廃がなされ、地方自治体の自主的判断に委ねられることになる。

2 総合振興計画の役割

- (1) 計画的行政運営の指針としての役割
- (2) 住民等の活動の指針としての役割
- (3) 国・県等が地域計画を策定・実施するに当たっての尊重すべき指針としての役割 など

3 総合振興計画の構成と期間

基本構想 市の将来都市像とそれを達成するための基本的施策を明らかにしたものであり、基本計画及び実施計画の指針となるべきものです。

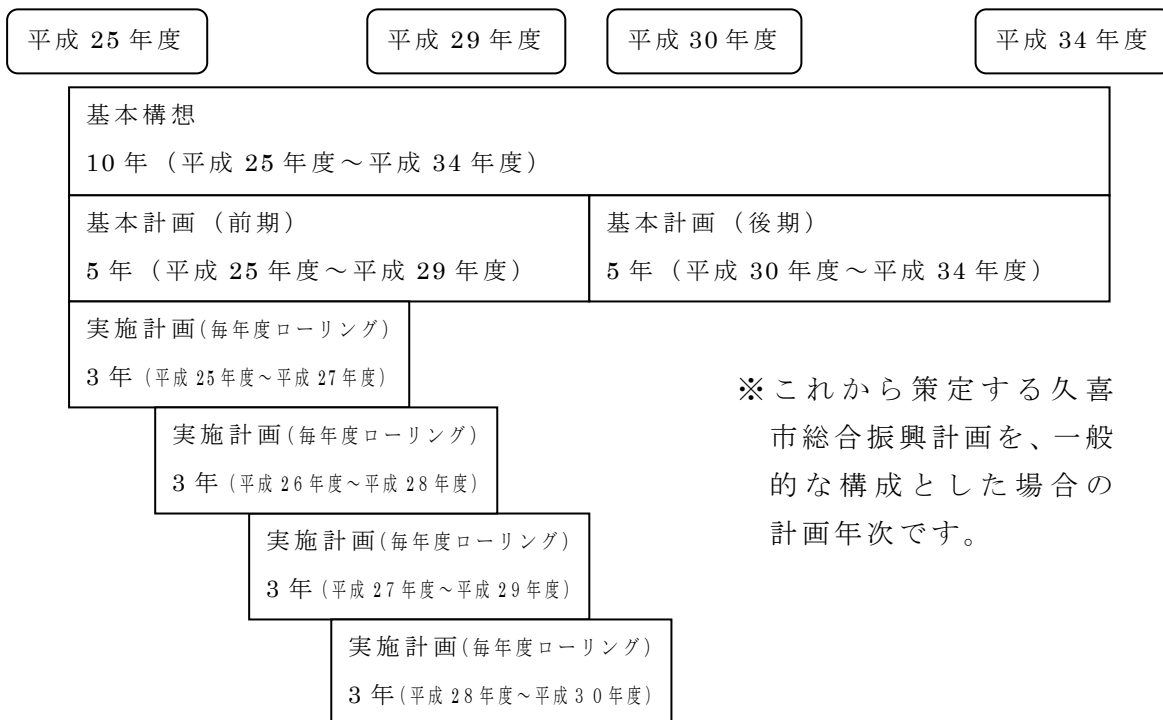
計画期間を10年間としている自治体が多い。

基本計画 基本構想を具体化・体系化する計画であり、市行政の各部門ごとの現状と課題、施策の体系、主要な事業などを示すものです。

計画の期間は、基本構想を前期、後期に分けて、それぞれ5年間としている自治体が多い。

実施計画 基本計画で示した施策の中から実施していく施策や事業を具体的に示すもので、現在の行財政環境のなかで、どの事業を、どのように実施していくかを明らかにするものです。

計画の期間は、3年とし、毎年度ローリング方式により改定している自治体が多い。



4 新市基本計画について

(1) 計画期間（参考：新市基本計画 P.6）

平成21年度から平成31年度

(2) まちづくりの基本方針

○基本理念（参考：新市基本計画 P.24）

- ・ 共生を大切にするまちづくり
- ・ 安全・安心を重視したまちづくり
- ・ 協働のまちづくり
- ・ 市民主役のまちづくり

○将来像（参考：新市基本計画 P.25）

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市
～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

○分野別目標（参考：新市基本計画 P.25～P.27）

1. 自然・環境分野
『自然とふれあえる、環境に優しいまち』
2. 保健・医療・福祉分野
『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』
3. 教育・文化分野
『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』
4. 都市基盤分野
『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』
5. 産業・経済分野
『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』
6. 地域コミュニティ分野
『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』
7. 行財政分野
『行財政を見直し、改革を進めるまち』